

退職したとき

退職と同時に「被共済職員退職届・退職手当金請求書」を本会に提出してください。退職給付金が給付されます。

＜計算方法＞

退職前の
2年間の
平均標準給与
月額

×

給付率
(表2)

(表2)退職金給付算定表

被共済職員期間	給付率	被共済職員期間	給付率
満1年未満	本人の掛金総額	22年未満	12.0ヶ月
2年未満	0.5ヶ月	23年未満	13.0ヶ月
3年未満	0.9ヶ月	24年未満	14.0ヶ月
4年未満	1.5ヶ月	25年未満	15.0ヶ月
5年未満	2.0ヶ月	26年未満	16.0ヶ月
6年未満	2.5ヶ月	27年未満	17.0ヶ月
7年未満	3.0ヶ月	28年未満	18.0ヶ月
8年未満	4.0ヶ月	29年未満	19.0ヶ月
9年未満	4.5ヶ月	30年未満	20.0ヶ月
10年未満	5.0ヶ月	31年未満	21.0ヶ月
11年未満	5.5ヶ月	32年未満	21.5ヶ月
12年未満	6.0ヶ月	33年未満	22.0ヶ月
13年未満	6.5ヶ月	34年未満	22.5ヶ月
14年未満	7.0ヶ月	35年未満	23.0ヶ月
15年未満	7.5ヶ月	36年未満	23.5ヶ月
16年未満	8.0ヶ月	37年未満	24.0ヶ月
17年未満	8.5ヶ月	38年未満	24.5ヶ月
18年未満	9.0ヶ月	39年未満	25.0ヶ月
19年未満	9.5ヶ月	40年未満	25.5ヶ月
20年未満	10.0ヶ月	40年以上1年毎に0.5ヶ月加算	
21年未満	11.0ヶ月		

※平成28年4月1日から適用する。

慶弔給付の内容

次の慶弔金が給付されます。

種別	金額	備考
結婚祝金	2万円	会員本人
出産祝金	2万円	会員本人または配偶者
傷病見舞金	1ヶ月以上 2万円	会員本人が傷病のため引続き 1ヶ月以上休んだ場合
	2ヶ月以上 4万円	
死亡弔慰金	10万円	会員本人
災害見舞金	10万円	住居が全焼または全壊の場合
	5万円	住居が半焼または半壊の場合
	2万円	住居が床上浸水した場合

※災害見舞金以外は会員期間が1年以上の方が対象となります。

貸付資金の内容

貸付資金	貸付限度額	対象者
生活資金	50万円	会員期間1年以上の会員
住宅資金	300万円	会員期間3年以上の会員

利率は年利3パーセントです。

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

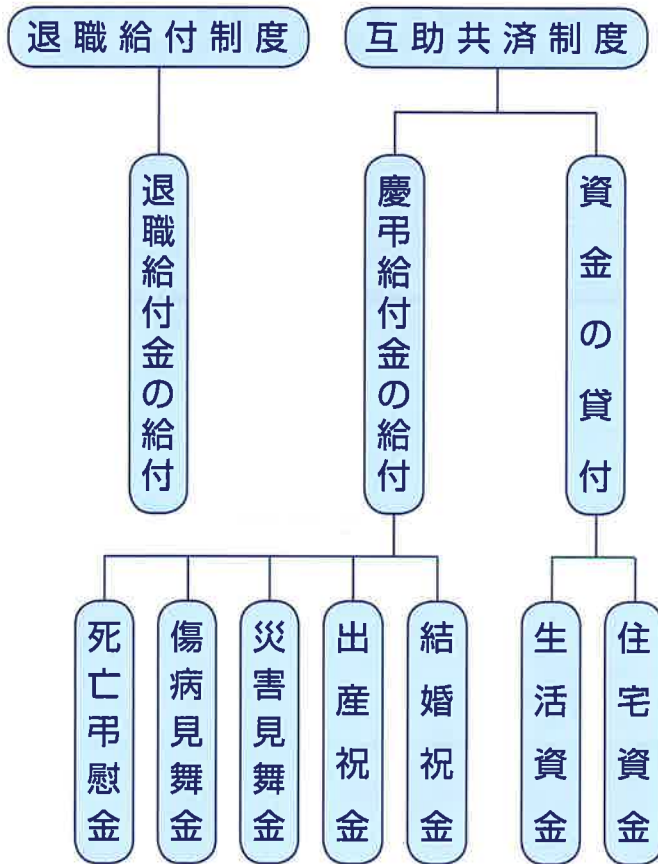
〒640-8545 和歌山市手平2丁目1番2号
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 7F
TEL 073 (435) 5222
FAX 073 (435) 5226

●和歌山県民間社会福祉事業従事者● 共済のしおり



社会福祉法人
和歌山県社会福祉協議会

和歌山県民間社会福祉事業従事者共済は、県内の民間社会福祉施設、社会福祉団体に従事する皆さんの互助共済と福利増進をはかるために退職給付金の給付や慶弔金の給付、生活・住宅資金の貸付けなどを行っています。



加入資格

共済に加入している民間社会福祉事業を行う施設及び団体に常時勤務する職員(勤務が週27時間以上で給与月額が67,000円以上)で、施設・団团长または経営者が加入を承認した者であること。

加入の手続き

- ①新たにこの共済へ加入する施設・団体は、「加入通知書」により本会へ申し込んでください。
- ②新たにこの共済へ加入する会員が生じたときも「加入通知書」により本会へ申し込んでください。

掛金の額

掛金(月額)は、^{*}標準給与月額の50/1000で、本人が20/1000、事業主が30/1000となっています。
掛金は、毎月とりまとめて月末までに指定金融機関の口座あてに振り込んでください。

※標準給与月額とは
毎年7月1日現在の給与月額(本俸のみ)を基準に別表の標準給与月額及び掛金額表の区分により定めたもので、翌年6月まで変更されません。



(表1)事業主負担金・本人負担金

標準給与月額及び掛金額表

(単位:円)

標準給与月額	本俸給与月額	事業主負担金	本人負担金	合計額
67,000	67,500未満	2,010	1,340	3,350
69,000	67,500～69,999	2,070	1,380	3,450
72,000	70,000～73,999	2,160	1,440	3,600
76,000	74,000～77,999	2,280	1,520	3,800
80,000	78,000～81,999	2,400	1,600	4,000
84,000	82,000～85,999	2,520	1,680	4,200
88,000	86,000～89,999	2,640	1,760	4,400
92,000	90,000～93,999	2,760	1,840	4,600
96,000	94,000～97,999	2,880	1,920	4,800
100,000	98,000～102,999	3,000	2,000	5,000
105,000	103,000～107,999	3,150	2,100	5,250
110,000	108,000～114,999	3,300	2,200	5,500
120,000	115,000～124,999	3,600	2,400	6,000
130,000	125,000～134,999	3,900	2,600	6,500
140,000	135,000～144,999	4,200	2,800	7,000
150,000	145,000～154,999	4,500	3,000	7,500
160,000	155,000～164,999	4,800	3,200	8,000
170,000	165,000～174,999	5,100	3,400	8,500
180,000	175,000～184,999	5,400	3,600	9,000
190,000	185,000～194,999	5,700	3,800	9,500
200,000	195,000～204,999	6,000	4,000	10,000
210,000	205,000～214,999	6,300	4,200	10,500
220,000	215,000～224,999	6,600	4,400	11,000
230,000	225,000～234,999	6,900	4,600	11,500
240,000	235,000～244,999	7,200	4,800	12,000
250,000	245,000～254,999	7,500	5,000	12,500
260,000	255,000～264,999	7,800	5,200	13,000
270,000	265,000～274,999	8,100	5,400	13,500
280,000	275,000～284,999	8,400	5,600	14,000
290,000	285,000～294,999	8,700	5,800	14,500
300,000	295,000～304,999	9,000	6,000	15,000
310,000	305,000～314,999	9,300	6,200	15,500
320,000	315,000～324,999	9,600	6,400	16,000
330,000	325,000～334,999	9,900	6,600	16,500
340,000	335,000～344,999	10,200	6,800	17,000
350,000	345,000～354,999	10,500	7,000	17,500
360,000	355,000以上	10,800	7,200	18,000

※1 事業主負担は 30/1000・本人負担は 20/1000

※2 標準給与月額 31 万円以上は、平成 28 年 7 月分の掛金から適用する。